

## 動機の錯誤に関する判例の状況

法制審議会民法（債権関係）部会

第 86 回会議 2014 年 3 月 18 日

部会幹事 山本敬三

### I. はじめに

民法（債権関係）部会資料 76A 第 1 「錯誤」 2 「動機の錯誤」に関する審議にあたり、動機の錯誤に関する判例の状況についてあらためて調査をおこなったので、その結果を審議の参考に供することとする。調査の対象として取り上げた裁判例は、動機の錯誤に関する戦後の裁判例のうち、錯誤無効を肯定したものが中心であるが、否定例および傍論として錯誤に言及したのも、肯定例の意義を理解する上で特に参考に値すると考えたものも含めている。

これらの裁判例は、II 以下で紹介するように、動機が「法律行為の内容」になったか否かにより錯誤無効の成否が判断されていると考えられる場合（以下では「法律行為の内容型」という。）のほか、相手方の態様により錯誤無効の成否が判断されていると考えられる場合（以下では「相手方の態様型」という。）——これはさらに、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合（以下では「惹起型」という。）と相手方が表意者の動機の錯誤を利用した場合（以下では「利用型」という。）——に分類することができる。あらかじめそのリストをあげておくと、下記のとおりである。出典のうち、WLJPCA という記号が含まれているものは、Westlaw Japan のデータベースによっている。

#### 1. 法律行為の内容型

- 【A 1】最判昭和 29 年 11 月 26 日民集 8 卷 11 号 2087 頁
- 【A 2】最判昭和 32 年 12 月 19 日民集 11 卷 13 号 2299 頁
- 【A 3】最判昭和 34 年 5 月 14 日民集 13 卷 5 号 584 頁
- 【A 4】最判昭和 37 年 11 月 27 日判時 321 号 17 頁
- 【A 5】最判昭和 37 年 12 月 25 日訟月 9 卷 1 号 38 頁
- 【A 6】最判昭和 38 年 2 月 1 日判タ 141 号 53 頁
- 【A 7】最判昭和 38 年 3 月 26 日判時 331 号 21 頁
- 【A 8】最判昭和 39 年 9 月 25 日裁判集民 75 号 525 頁
- 【A 9】最判昭和 40 年 6 月 25 日裁判集民 79 号 519 頁
- 【A 1 0】最判昭和 40 年 10 月 8 日民集 19 卷 7 号 1731 頁
- 【A 1 1】札幌地判昭和 42 年 1 月 13 日判時 493 号 49 頁
- 【A 1 2】大阪高判昭和 44 年 10 月 30 日高民 22 卷 5 号 729 頁
- 【A 1 3】東京高判昭和 45 年 10 月 5 日東高民時報 21 卷 10 号 205 頁
- 【A 1 4】最判昭和 47 年 5 月 19 日民集 26 卷 4 号 723 頁
- 【A 1 5】大阪高判昭和 49 年 1 月 28 日判時 742 号 63 頁
- 【A 1 6】最判平成元年 9 月 14 日判時 1336 号 93 頁
- 【A 1 7】名古屋地判平成元年 12 月 21 日判タ 726 号 188 頁
- 【A 1 8】東京地判平成 2 年 6 月 14 日判時 1375 号 79 頁
- 【A 1 9】東京地判平成 6 年 4 月 25 日判時 1529 号 86 頁
- 【A 2 0】東京地判平成 7 年 12 月 26 日判時 1576 号 51 頁
- 【A 2 1】水戸地判平成 10 年 2 月 18 日判タ 1024 号 236 頁

- 【A 2 2】 仙台高判平成 13 年 12 月 26 日金商 1151 号 32 頁
- 【A 2 3】 東京高判平成 15 年 2 月 10 日 2003WLJPCA02100005
- 【A 2 4】 東京高判平成 17 年 8 月 10 日判時 1907 号 42 頁
- 【A 2 5】 東京地判平成 19 年 1 月 16 日 2007WLJPCA01168007
- 【A 2 6】 東京地判平成 20 年 2 月 5 日 2008WLJPCA02058002
- 【A 2 7】 東京地判平成 20 年 11 月 27 日 2008WLJPCA11278004
- 【A 2 8】 名古屋地一宮支判平成 20 年 12 月 16 日判時 2041 号 114 頁
- 【A 2 9】 東京地判平成 20 年 12 月 19 日判夕 1319 号 138 頁
- 【A 3 0】 東京地判平成 21 年 2 月 12 日 2009WLJPCA02128011
- 【A 3 1】 大阪地判平成 21 年 7 月 29 日判夕 1323 号 192 頁
- 【A 3 2】 広島地判平成 21 年 12 月 11 日 2009WLJPCA12116001
- 【A 3 3】 東京地判平成 22 年 2 月 16 日 2010WLJPCA02168002
- 【A 3 4】 札幌地判平成 22 年 4 月 22 日判時 2083 号 96 頁
- 【A 3 5】 東京地判平成 22 年 11 月 24 日 2010WLJPCA11248011
- 【A 3 6】 神戸地姫路支判平成 24 年 6 月 29 日金商 1396 号 35 頁
- 【A 3 7】 東京地判平成 24 年 7 月 17 日 2012WLJPCA07178016

## 2. 相手方の態様型

### 1) 惹起型

- 【B 1】 東京地判昭和 40 年 11 月 8 日訟月 12 卷 1 号 18 頁
- 【B 2】 名古屋地判昭和 45 年 8 月 26 日判時 613 号 91 頁
- 【B 3】 名古屋地判昭和 52 年 11 月 14 日判時 880 号 85 頁
- 【B 4】 広島地判昭和 54 年 6 月 29 日交民 12 卷 3 号 883 頁
- 【B 5】 東京地判昭和 56 年 9 月 29 日判時 1047 号 92 頁
- 【B 6】 東京地判昭和 61 年 1 月 30 日判夕 627 号 150 頁
- 【B 7】 横浜地判平成 3 年 9 月 27 日判時 1429 号 101 頁
- 【B 8】 東京地判平成 6 年 12 月 22 日判時 1552 号 88 頁
- 【B 9】 大阪地判平成 8 年 3 月 27 日判時 1585 号 35 頁
- 【B 1 0】 福岡高判平成 10 年 8 月 26 日判時 1698 号 83 頁
- 【B 1 1】 千葉地松戸支判平成 13 年 3 月 27 日判時 1760 号 113 頁
- 【B 1 2】 津地判平成 15 年 4 月 2 日 2003WLJPCA04026001
- 【B 1 3】 宇都宮地判平成 19 年 2 月 1 日判夕 1250 号 173 頁
- 【B 1 4】 東京地判平成 19 年 2 月 9 日 2007WLJPCA02098021
- 【B 1 5】 東京地判平成 21 年 7 月 9 日 2009WLJPCA07098010
- 【B 1 6】 大阪地判平成 22 年 3 月 30 日金法 1914 号 77 頁
- 【B 1 7】 東京地判平成 22 年 12 月 1 日 2010WLJPCA12018003
- 【B 1 8】 東京地判平成 23 年 3 月 30 日労判 1028 号 5 頁
- 【B 1 9】 東京地判平成 24 年 1 月 31 日判時 2162 号 74 頁
- 【B 2 0】 東京地判平成 24 年 7 月 26 日判時 2162 号 86 頁

### 2) 利用型

【C1】函館地判昭和47年7月19日判タ282号263頁

【C2】東京地判平成22年7月29日2010WLJPCA07298006

【C3】大阪地堺支判平成24年2月15日金法1960号138頁

以下では、これらの裁判例について、それぞれの類型ごとに、錯誤無効の成否を左右する要因を分析し、判例の状況を整理することとする。

## II. 法律行為の内容型に関する判例の状況

### 1. はじめに

判例の一般論によると、「意思表示の動機の錯誤が法律行為の要素の錯誤としてその無効をきたすためには、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もし錯誤がなかったならば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることを要する」とされている（【A16】）。このうち、「動機が相手方に表示されて法律行為の内容とな」という点については、①動機が相手方に表示されることと②法律行為の内容になることとの関係がかならずしも明確でないことから、従来の裁判例でも、①と②の双方に言及するもののほか、①のみに言及するものや②のみに言及するものもみられる。しかし、子細にみると、Ⅲで取り上げる相手方の態様型を別とすれば、①のみに言及する場合でも、それによって動機が「法律行為の内容」になったと評価することが可能であり、むしろ動機が「法律行為の内容」になったと評価することができる場合に、そのことを表現するために、動機が（明示または黙示に）表示されたと判示されているとみることができる。

もっとも、「法律行為の内容」となるという表現については、それが実際にどのようなことを意味するのかがかならずしも明確ではないという指摘もある。しかし、このような指摘がされるのは、「法律行為の内容」と債務の内容、特に給付の内容との違いが十分に意識されていないためではないかと推察される。「法律行為の内容」には、給付の内容だけでなく、その前提となる事柄も含めることが可能である。一般に動機の錯誤とされるもののうち、性質錯誤と呼ばれるものは、動機が「法律行為の内容」になれば、給付の内容を構成することになる。この場合は、そのようにして性質が給付の内容を構成しているにもかかわらず、現実の給付がその性質を備えていないときに、錯誤無効が認められることになる。それに対して、理由の錯誤ないし狭義の動機錯誤と呼ばれるものは、動機が「法律行為の内容」になっても、給付の内容を構成することになるわけではなく、条件や期限と同様に、その前提に関する合意がされたことになる。この場合は、そのようにして前提に関する合意がされているにもかかわらず、現実にはその前提が備わっていないときに、錯誤無効が認められることになる。

以下では、前者の性質錯誤にあたるものと後者の錯誤にあたるもの（以下ではこれを「前提錯誤」と呼ぶこととする。）に分けて、それぞれに関する従来の裁判例を取り上げ、動機がどのような場合に「法律行為の内容」になるとされているかをみていくこととする。

### 2. 性質錯誤

まず、性質錯誤が問題とされるのは、特定物が契約の目的物とされる場合である。この場合、その特定物が持つべき性質は、当然に「法律行為の内容」となるわけではない。従来の裁判例をみると、性質について明示的な合意がされる場合のほか、その種の目的物について当然に備わっていることが予定される性質や、締結過程における当事者の表示や対価の定め等から契約上予定されていると評価

される性質が「法律行為の内容」になるとされていることがうかがえる。

### 1) 明示的な合意

まず、性質について明示的な合意があったと考えられる場合に関する裁判例として、次のようなものがある。

例えば、【A 2 7】は、XがYから日蓮聖人の真筆と称する曼荼羅を1億5000万円で購入したところ、曼荼羅が贋作であったというケースで、「日蓮聖人 大曼荼羅御本尊 弘安四年九月 紙本 軸装 桐箱」が売買の目的とされており、Yは、「品目が真正なものであることを表明し、保証する。」という特約が定められていることから、真作を目的とすることを明示的に表示したものであるとして、錯誤無効を認めている。

また、【A 2 9】は、Xは、Aから紹介を受け、Aを転売先として、Yにデータ管理システム等のソフトウェアを売却したが、引き渡されたCD-ROMが商品として無価値であったというケースで、製品代金を合計7億6740万円とし、品質保証の合意もされていたのであるから、その動機は少なくとも黙示に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。ここでは、動機が少なくとも黙示に表示されたとしているが、代金額のほか、品質保証の合意もされていたことが決め手とされており、性質が「法律行為の内容」になっているとみることが可能である。

### 2) 当然に備わっていることが予定される性質

次に、一定の性質がその種の目的物について当然に備わっていることが予定される場合に関する裁判例として、【A 3 4】がある。それによると、新築マンションの設計段階で構造計算書の偽装がおこなわれ、法定の耐震強度を満たしていないのに満たしているという前提で、XらがYからこのマンションの区分所有権を購入したケースで、Xらは、「法令が要求する耐震強度を満たしているから買い受ける」という動機を表示していなかったとしても、当事者双方が契約の大前提として了解している性状（法令が要求する耐震強度の具備）に錯誤があった場合は、動機が表示されたがその性状がなかった場合と同視すべきであるとして、錯誤無効が認められている。ここでは、その種の目的物について当然に備わっていることが予定されている性質は、特に表示していなくても、「法律行為の内容」を構成しているとみることが可能である。

### 3) 当事者の表示・対価の定め等から予定される性質

このほか、当事者の表示・対価の定め等から一定の性質が契約上予定されていると評価される場合に関する裁判例として、次のようなものがある。

#### (1) 当事者の表示等

まず、主として当事者の表示を手がかりとしている裁判例として、次のようなものがある。

例えば、【A 2 1】は、美術品の販売等を営むことを目的とする会社Xが、10年来の知己である同業他社Yから堂本印象作と表示のある花鳥の画幅を「間違いのない物である」というのを信じて150万円で購入したが、贋作であることが判明したというケースで、Yが明確に保証する旨を述べた事実は認められないとしつつも、XYの職業経験、両者の関係のほか、本件売買契約の締結の経緯、本件画幅の代金額等によれば、本件画幅が真作であることが明示または少なくとも黙示的には売買契約の要素であったと推認されるとして、錯誤無効を認めている。ここでは、明確に性質保証がされたとまではいいにくいとしても、性質について売主が表示し、買主がそれに応じて契約をしていることから、その性質が「法律行為の内容」とされていると評価することが可能である。

また、【A 1 7】も、主として絵画・版画等の売買を業としていた会社Xの代表者Aは、Yが経営する画廊から、ピカソ真筆の余白署名のあるオリジナル版画と信じて本件版画を40万円で購入した

ところ、実はピカソの作品でないことが判明したというケースで、YがAに対し、余白のサインはピカソの真筆であると述べ、アメリカ鑑定協会上席会員名義の保証書を送付したことなどから、Xは少なくとも黙示に動機を表示していたとして、錯誤無効を認めている。ここでも、同様に、性質について売主が表示し、買主がそれに応じて契約をしていることから、その性質が「法律行為の内容」とされていると評価することが可能である。

## (2) 対価の定め等

次に、主として対価の定め等を手がかりとしている裁判例として、次のようなものがある。

例えば、【A 9】は、Xが、Yの言により、当該土地（合計6反9畝23歩）が水田に適する土地であって、Yに対する損害賠償債権額100万円にほぼ見合うものと信じて、当該土地を目的とする代物弁済契約を締結したが、当該土地は価値の乏しい土地であったといケースで、この目的物の価値に関する錯誤は法律行為の要素に関するものであるとして、錯誤無効を認めている。

また、【A 19】は、XとYは、土地の売買契約を締結する際に、Yの借地権が存続するにもかかわらず、それが消滅したものと信じていたというケースで、交渉過程において、当事者間で、Yの借地権が消滅した事実を明示の上、それを前提に更地価格を基準として代金額を算定し、決定しているのであるから、借地権消滅の事実が「意思表示の内容」をなすとして、錯誤無効を認めている。

さらに、【A 18】は、Xが、Aから賃借している土地を買い受け、その部分を分筆の上、不動産会社Yに売り渡す旨の契約をしたところ、当該土地と公道との間に第三者B所有の带状土地が存在していたというケースで、当該土地が公道に接しているとYが理解していることが売買契約締結の際にXY間で当然のこととして了解されていたほか、带状土地の存否により当該土地の交換価値に相当の差が生じること等から、少なくともYの動機が表示されているとして、錯誤無効を認めている。

このほか、【A 13】は、XY間の調停手続において、XがYに建物を買い取ってもらって本件土地を明け渡すことになったが、Xは本件建物に抵当権が設定されていることをYや調停委員に明かさず、抵当権の負担のないことにみあった代金額が定められたケースで、当該建物に抵当権の負担がないことは合意の前提事項であったとともに、そのことは表示された動機であるとして、錯誤無効を認めている。

## 3. 前提錯誤

次に、前提錯誤については、従来の裁判例をみると、以下のように、制度の構造的な前提に関する錯誤（以下では「構造的な前提錯誤」という。）とそのようなものにはあたらない個別的な前提に関する錯誤（以下では「個別的な前提錯誤」という。）を区別することができる。

### 1) 構造的な前提錯誤

#### (1) 制度の構造的な前提に関する錯誤

まず、制度の構造的な前提に関する錯誤について錯誤無効を認めた裁判例として、次のようなものがある。いずれも、動機が表示ないし少なくとも黙示に表示されたとしているが、このような構造的な前提は、表示されている場合はもちろん、特に表示されていない場合でも、「法律行為の内容」を構成しているとみることが可能である。

#### (a) 融資制度・担保制度の構造的な前提に関する錯誤

例えば、【A 32】は、X1が債務を一本化するために債権者であるYとの間で消費貸借契約を締結し、その債務を担保するためにX2が保証契約・根抵当権設定契約を締結したが、客観的には既存の債務は全体として過払状態にあったというケースで、X1・X2は、Yに対し、既存の債務が約定

残高どおり存在し、その支払負担を軽減するために契約を締結する旨の動機を少なくとも黙示的には表示していたといえるし、Yもこの動機を認識していたとして、錯誤無効を認めている。このように、債務を一本化するために消費貸借契約を締結する場合は、準消費貸借契約と同様に、既存の債務が存在することが構造的に前提となっていると考えられる。

また、【A 2 4】は、AがYから融資を受ける際に、Xが連帯保証および物上保証をしたが、Aはすでに倒産必至の状態にあり、その約4ヶ月後に事実上倒産したというケースで、保証契約の時点で主債務者が破綻状態にないことは、一般に、動機として黙示的に表示されているものと解するのが相当であり、しかも、契約の際に、XがYの担当者に対し「この会社大丈夫ですか」と確認したところ、「大丈夫です」と返答したことなどから、Aが破綻状態にはないことを信じて保証するという動機が表示されているとして、錯誤無効を認めている。

同様に、【A 3 1】は、信用金庫Xが信用金庫Aの貸金債権を合併により承継する際に、Aの貸金につき信用保証をしていた保証会社Yとの間で、主債務者Bへの貸金について保証変更合意をしたが、すでにBについて破産申立てがおこなわれていたというケースで、およそ融資の時点で破綻状態にある債務者のために保証人になろうとする者は存在せず、保証契約の時点で主債務者が破綻状態にないことは、保証しようとする者の動機として、一般に、黙示的に表示されているものと解するのが相当であり、主債務者Bの破産申立てによる期限の利益喪失の事実がないという動機は少なくとも黙示に表示されているとして、錯誤無効を認めている。

#### (b) 婚姻制度の構造的前提に関する錯誤

このほか、【A 3 7】は、傍論であるが、AがXと婚約する時にXと前妻との離婚が成立していないことを知らなかったというケースで、婚約の当事者が独身であることは当然の前提になっているとして、Aは婚約の意思表示に際し、Xが独身であると認識していたことを当然に表示していたとして、錯誤無効を認めている。

#### (c) 共済制度の構造的前提に関する錯誤

また、【A 3 3】は、Xが、生涯にわたる保障をうたうYの共済制度に加入する契約をしたが、保険業法の改正により、Yの共済制度はXの生涯にわたって保障を継続することが著しく困難な状況になったというケースで、生涯にわたる保障をうたう共済制度である以上、その加入契約は、一定のリスクはあるにしても、Yがその保険的事業および施設事業を相当程度の長期間、安定的におこなえる見込みがあることが前提になっており、当事者は、その前提が黙示的に表示された状況で契約していると評価すべきであるとして、錯誤無効を認めている。

#### (2) 制度目的の逸脱

以上のほか、制度が前提としている目的を逸脱して利用されている場合に、錯誤無効を認めているケースもみられる。この場合も、そうした制度の目的に相当するものが「法律行為の内容」を構成しているとみることができる。

例えば、【A 2 3】は、提携ローンの仕組みを利用して、事業資金を調達するために名義借りをおこない、ローンの借入れをおこなったというケースで、連帯保証人となる者は、正規のローン契約が締結されることを当然の前提とし、これを「保証契約の内容」として意思表示をしたと認めるのが相当であるとして、錯誤無効を認めている。

また、【A 2 5】は、自動車購入目的がないにもかかわらず、これを秘してマイカーローンを申し込み、貸付けを受けたというケースで、当該貸付けは、資金用途が自動車購入に限定されており、自動車購入目的がなければ貸付けはできないことが金銭消費貸借契約書証上明らかにされていたもので

あるから、自動車購入目的があることは「法律行為の内容」になっているとして、錯誤無効を認めている。

このほか、制度上予定していない者のために制度が利用された場合として、【A36】は、金融機関Xが、反社会的勢力であった主債務者AのXに対する貸金返還債務を保証していた信用保証協会Yに、保証契約にもとづく残債務の支払を求めたケースで、Aが反社会的勢力でないので保証するという動機は、保証契約の当然の前提となっていた、または、黙示に表示されていたとし、「意思表示の内容」となっていたと認められるとして、錯誤無効を認めている。

## 2) 個別的前提錯誤

以上に対し、個別的前提に関する錯誤が問題となった裁判例は、数多く存在する。これらは、問題となった前提の種類に応じて、①給付の実現可能性、②給付の利用可能性、③対価の取得可能性、④目的の実現可能性、⑤リスクの程度、⑥税金の負担に関するものに分類することができる。この場合は、先ほどの構造的な前提錯誤の場合と異なり、その前提が当然に「法律行為の内容」を構成するとはいえないため、特に「法律行為の内容」とされたとみることができる事情が必要とされている。

### (1) 給付の実現可能性

第一に、給付の実現可能性に関する裁判例として、次のようなものがある。

#### (a) 否定例

まず、【A3】は、土地の上に建物を建築する旨の請負契約が締結されたが、その土地は学校用地に予定されていて建築許可が受けられないことが判明したというケースで、建築請負契約において建築確認を受けようかどうかは契約の動機にとどまるとし、当事者間で、建築確認を受けようことを特に「契約の内容」とした趣旨はうかがえないとして、錯誤無効を否定している。

#### (b) 肯定例

これに対して、【A12】は、XがYから貸しビルの一室を賃借する旨の契約を締結したが、当該ビルはAの所有であり、YA間に紛争があったというケースで、賃貸借契約においてYが当該建物を所有する旨が明示され、賃借物も会社の事務所として長期にわたり使用することを目的としたビルの2階部分であり、ことに建設協力保証金の提供を内容としている点等に照らすと、所有権の帰属は契約の重要な要素をなしているとして、錯誤無効を認めている。ここでは、目的物が一定の前提を備えていることが共通の了解となっているほか、そのような前提を備えていることを予定した約定がされていることが決め手とされているとみることができる。

また、【A35】は、Xが営業を開始する予定である「〇〇の郷」にYが店舗を出店する約定があったところ、同場所の電気保安管理業務手数料等をYが負担するとの合意があったとして、XがYに対し、当該手数料等の支払を求めたのに対し、Yが、Xが「〇〇の郷」を経営することは客観的に不可能な状況にあったとして錯誤無効を主張したケースで、当該合意は、Xが「〇〇の郷」を経営できる状況にあることを当然の前提としていたものと認められ、かかるYの動機は黙示的に表示され、当該合意をしたYの「意思表示の内容」となり、法律行為である当該合意の要素となっていたとして、錯誤無効を認めている。ここでも、一定の前提を備えていることが共通の了解になっているほか、そのような前提を備えていることを予定した債務を負担する合意がされていることが決め手とされているとみることができる。

### (2) 給付の利用可能性

第二に、給付の利用可能性に関する裁判例として、次のようなものがある。

#### (a) 否定例

まず、【A1】は、Xが、建物の所有者Yから、当該建物に現に居住するAから同居の承諾を得ることができると考えて同建物を買い受けたが、Aが同居を拒絶したため、同建物に居住することができなくなったというケースで、Aの承諾を得ることについてYに対し何ら表示されなかったばかりでなく、売買の際にYはXの代理人Bに対し、Aの立退きについては責任を負わない旨を申し入れていたほか、Bが手付金を持参した際に、Yの妻からその前夜にAが同居を拒絶する旨をX側に伝えてほしいという申し出があったのに、Bは手付金を支払ったという事実があることから、Xの動機は相手方に表示されなかったとして、錯誤無効を否定している。これは、動機の表示がされなかったとのみ述べているが、Aの同居の承諾が得られることが契約の内容になっておらず、承諾が得られないリスクをY側が負担していないことが決め手になっていると考えられる。

また、【A7】は、Yが、借地上の建物をXから買い受けた際に、YもXも、当該建物の所有権を取得すれば当然にその敷地も使用できるものと考え、敷地の所有者を確かめるところか、敷地について話し合うことすらなかったというケースで、「本件建物売買において建物所有権取得の目的（動機）が表示された事実の証拠がない」として、錯誤無効を否定している。もっとも、借地上の建物を買い受ける場合に敷地の利用権を取得することは、構造的な前提とみてもおかしくはなく、この場合はむしろ、表示の有無を問うことなく、「法律行為の内容」になっていると評価すべきだろう。

#### (b) 肯定例

これに対して、【A4】は、XがYから造材事業に供するために山林を買い受ける際に、YがXに対し、当該山林の北側山麓に開鑿道路が開通したので造林事業の経営上極めて有利であると説明をしたので、Xがこれを真実であると信じて、当初の買受希望価額を大幅に上回る代金で買い受けたが、実際にはそのような開鑿道路は存在しなかったというケースで、北側山麓道路が存在することは売買契約の要素をなすものであるとし、錯誤無効を認めている。この場合は、売主の表示のほか、一定の前提を備えていることを予定した代金額が合意されていることが決め手とされているとみることができる。

#### (3) 対価の取得可能性

第三に、対価の取得可能性に関する裁判例とみることができるのは、【A30】である。ここでは、被相続人Aの生前に、A、Aの妻X、Aの前妻との間の子Yの三者で、Aの死亡後はYがXに対し毎月16万円を給付する代わりに、Xは相続を放棄するとの覚書を交わし、Aの死亡後に、Aの遺産である不動産をYが取得する旨の遺産分割協議がされたが、覚書で約束されたXへの給付がなされなかったというケースで、当該遺産分割協議に際して、XもYも、当該覚書の存在を十分に認識し、月額16万円の給付金を支払う必要があると考えていたとして、Xの動機は、Xの「意思表示の内容」として明示され、Yもこれを認識していたとして、錯誤無効が認められている。この場合は、一定の前提のもとに合意をしていることが共通の了解になっていることが決め手になっていると考えられる。

#### (4) 目的の実現可能性

第四に、目的の実現可能性に関する裁判例として、次のようなものがある。

#### (a) 否定例

まず、【A15】は、買換目的でおこなわれた土地の売買に関するものであり、Xが、代替地をAから取得することができると信じて、X所有の土地をYに売り渡す契約を締結したが、代替地をAから買い受けることができなかったというケースで、錯誤無効が認められるためには、Xが代替地を買い受けることができないのにできるという錯誤をしていることを、Yが知っていたか、または知りうべきであったことが必要であるとした上で、本件では、Yが知っていたかまたは知りうべきであった



ことを認めるに足る証拠はないとして、錯誤無効を否定している。ここでは、錯誤の認識可能性がないことが理由とされているが、代替地を買い受けることができるかどうかは売主が負担すべきリスクであり、そのようなリスクを買主に転嫁することが契約の内容とされていない以上、錯誤無効は認められないという方が適当だろう。

また、【A14】は、決済目的でおこなわれた定期預金契約の解約ないし支払委任に関するものであり、XA間の土地売買契約の合意解除と山林の交換契約の締結により、XがAに対して負担した清算金債務を弁済するために、XがYとの間で締結していた定期貯金契約を合意解約し、その払戻金をAに給付することをYに委任し、それに基づいてYが払戻金をAに支払ったが、売買契約の合意解除および土地交換契約が錯誤により無効であり、清算金債務は存在しなかったというケースで、Aに対する支払の動機は、Yに表示されたかどうかにかかわらず、法律行為の要素となるものではないとして、錯誤無効を否定している。ここでも、定期預金を解約した払戻金を何のために用いるかは預金者が負担すべきリスクであり、そのようなリスクを相手方に転嫁することが法律行為の内容とされていない以上、錯誤無効は認められないとみることができる。

#### (b) 肯定例

これに対して、【A11】は、宅地造成・分譲を目的とした土地の売買に関するものであり、土地の売買契約において、当該土地が保安林に指定されていることを売主Xが知っていたにもかかわらず、宅地造成・分譲を業とする買主Aに宅地造成・分譲を目的として当該土地を売却したケースで、この目的は土地の売買契約書に「本契約締結と同時に、XはAが第三者に対し分譲販売を行うに必要なすべての行為を承認する」旨が記載されている事実からも、明らかに表示されており、かつ、Xはこの目的を知っていたことから、Aの動機は「法律行為の内容」の錯誤となるとして、錯誤無効を認めている。ここでは、契約書に目的を前提とした記載がされていることが決め手になっているとみることができる。

また、【A10】は、決済目的でおこなわれた不動産の売買に関するものであり、Yが、AがXに対して負担する借入金債務を引き受け、これと売買代金を相殺することを約して、Xに本件土地および附属建物を売却したが、XはAに対する債権をすでに他に譲渡し、その旨をAに通知していたというケースで、Yには要素の錯誤があったとして、錯誤無効を認めている。ここでは、債務を引き受け、これと売買代金を相殺することが約されていることから、決済目的が法律行為の内容になっていると評価されたものとみることができる。

このほか、【A28】は、権利を確保することを目的とした示談に関するものであり、交通事故により、被害者Xが脊柱関係と歯科関係の傷害を負い、加害者A加入の保険会社Yとの間で、脊柱関係につき障害等級11級7号とされたことをもとに示談をおこなったが、歯科関係の後遺障害について障害等級11級4号を受けたことについては当事者双方が失念したままになっていたケースで、交通事故に基づく損害賠償の示談については、特段の事情がない限り、前提となった等級認定をもとに、これ以外には当該交通事故に基づく後遺障害や等級認定が存在しないものとして、示談を成立させるものであり、前提となった等級認定や障害以外には、障害や別の等級認定がないことを前提とする旨の当事者の意思の合致があったと考えるのが、当事者の合理的な意思に沿うとして、歯科関係の後遺症に関する限度で錯誤無効を認めている。

#### (5) リスクの程度

第五に、リスクの程度に関する裁判例として、次のようなものがある。

#### (a) 否定例

まず、他に担保が存在することを信じて担保を提供する場合は、それが特に契約の内容とされていないかぎり、錯誤無効が認められないとした例が多い。

例えば、【A 2】は、AがXから40万円を借り受ける際に、Yは、Aから、Bも連帯保証人であると欺罔され、その旨を誤信した結果、Aの債務について連帯保証をしたというケースで、保証契約は、保証人と債権者との間に成立する契約であって、他に連帯保証人があるかどうかは、通常は保証契約をなす単なる縁由にすぎず、当然にはその「保証契約の内容」となるものではないとし、本件では、Bも連帯保証人となることを特に「保証契約の内容」とした旨の主張・立証がないとして、錯誤無効を否定している。

また、【A 6】は、Yが、Aの依頼に基づき、AがXから借入れをする際に保証することを承諾し、借用証書に保証人として署名捺印してAに渡し、AがXにこれを差し入れたが、Yは、Aから、Bも保証すると告げられ、借用証書にはすでに保証人Bと表示されていたというケースで、かりにYが保証契約をしたのはBが共同保証をすると信じたからであったとしても、保証契約の締結に当たり、そのような動機が表示されたことを認めるべき証拠はないから、保証契約の要素とはならなかったというべきであるとして、錯誤無効を否定している。ここでは、動機が表示されなかったことを指摘しているが、その結果、Bが共同保証することがXY間の「保証契約の内容」とされていないことが錯誤無効を否定する理由になっているとみることができる。

#### (b) 肯定例

これに対して、【A 2 2】は、Y 1がAとの間で代金約2億5000万円の工事請負契約をおこない、この工事代金により返済されるものと信じて、Y 1がXから1500万円の貸付けを受ける際に、Y 1の代表者Y 2のほかY 3・Y 4が連帯保証をしたが、Y 1とAの間の工事請負契約の内容は架空であり、工事代金が支払われる可能性が当初からまったくなかったというケースで、本件工事代金の支払およびそれによる返済の蓋然性が高いものであるとXが認識し、判断して貸付けがおこなわれ、Y 3・Y 4も同様の認識の下で、保証人として当該貸金を返済する事態が発生するおそれは少ないと信じて連帯保証契約をしたことから、このことは黙示にY 3・Y 4らからXに対し表示され、両者間の共通の認識となっていたとして、錯誤無効を認めている。ここでは、一定の前提が備わることが当事者の共通の了解になっていたことが決め手とされているとみることができる。

#### (6) 税金の負担

第六に、税金の負担に関する裁判例として、次のようなものがある。

##### (a) 否定例

まず、【A 5】は、XY間における土地の売買契約の際に、Xにかかる譲渡所得税の賦課に関してY側で税務署と折衝して法律上可能なかぎり税額を低くとどめるようにするという了解事項があったケースで、「動機が表示されても意思解釈上動機が『法律行為の内容』とされていないと認められる場合には、動機に存する錯誤は法律行為を無効ならしめるものではない」とした上で、Xに対する譲渡所得税をYの折衝によりできるだけ低額に決定徴収させることが「売買契約の内容」にまでされていたと認めるに足りる証拠がないとして、錯誤無効を否定している。

##### (b) 肯定例

これに対して、【A 1 6】は、離婚に伴う財産分与として夫婦の一方Xがその特有財産である不動産をYに譲渡した際に、Yに課税されるものと信じていたが、分与者であるXに譲渡所得が生じたものとして課税されることが明らかになったケースで、Xは、財産分与を受けるYに課税されることを心配してこれを気遣う発言をしていたほか、Yも、自分に課税されるものと理解していたことがうか

がわれることから、他に特段の事情がないかぎり、自分に課税されないことを当然の前提とし、かつ、その旨を黙示的には表示していたとして、錯誤無効を認めている。ここでは、前提を黙示的には表示していたとしているが、その前提が備わることが当事者の共通の了解になっていたことが決め手とされているとみることができる。

また、【A20】は、XとYの先代Aは、土地の交換契約を交換差金等以外の課税問題が生じないことを前提として締結したが、課税庁から法人税法50条・所得税法58条の適用を否定されて課税されたというケースで、XとAは、双方に交換差金等以外の課税問題が生じないで交換を実現できるという動機を相手方に表示しており、かつ、多額の課税負担を免れないとすれば、Xは当該交換の申込みをせず、Aもその承諾をしなかったといえるとして、この点は当該交換の「意思表示の内容」の重要な部分、すなわち交換契約の要素になっていたとして、錯誤無効を認めている。

### Ⅲ. 相手方の態様型に関する判例の状況

従来の裁判例をみると、以上のように、動機が法律行為の内容となったかどうかではなく、相手方の態様を理由として錯誤無効の成否が判断されていると考えられるものが相当数存在する。これはさらに、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合と相手方が表意者の動機の錯誤を利用した場合に分かれる。

#### 1. 惹起型に関する判例の状況

まず、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合は、子細にみると、相手方の誤った表示により表意者が錯誤に陥ったとみられる場合（以下では「不実表示型」という。）と、相手方からの誘導によって表意者が錯誤に陥ったとみられる場合（以下では「誘導型」という。）に分かれる。

##### 1) 不実表示型

このうち、不実表示型は、さらに、表意者と相手方との間に情報・交渉力の構造的な格差がある場合（以下では「構造的格差型」という。）と、そのような構造的な格差があるわけではないが、相手方の誤った表示により、表意者が誤った決定をしてしまった場合（以下では「決定侵害型」という。）に分かれる。

以下でみるように、これらの裁判例は、いずれも錯誤無効を認めているが、理由づけはさまざまである。「法律行為の内容」になっているとするものもあるが、多くの裁判例では、表意者の側が動機を表示、少なくとも黙示的に表示しているという理由で無効が認められている。しかし、これらのケースでは、表意者は、相手方の誤った表示によって動機の錯誤に陥っているわけであるので、そのような相手方に対して動機を表示したことを問題にするのは、不自然である。実際には、相手方の誤った表示により、表意者に動機の錯誤を惹起したことが、錯誤無効を認める理由になっているとみるべきだろう。

##### (1) 構造的格差型

まず、当事者間に情報・交渉力の構造的な格差がある場合に関する裁判例として、次のようなものがある。

##### (a) 公法人との取引

第一は、公法人との取引に関する裁判例であり、【B1】がこれにあたる。それによると、通信局からの土地買入れの申込みに対し、Xが、営繕課長A（契約担当官吏である通信局長から交渉を委任されていた）から「売却に応じなければ進駐軍の手によって強制接収することになる」といわれたの

を信じて、国Yに当該土地を売却したケースで、契約担当官吏から交渉を委任された当該所管課長がXに述べた事実は本件売買契約の当事者間において表示されていたものと解するのが相当であるとして、錯誤無効が認められている（ただし、控訴審では、錯誤無効は否定されている）。

#### (b) 投資取引

第二は、投資取引に関する裁判例であり、次のようなものがこれにあたる。

まず、【B14】は、近く上場予定であり、上場すれば値上がりが確実であるとのYの勧誘を受けて、XらがYからA会社の未公開株式を買い取ったが、実際には上場の予定がないものであったというケースで、Yの言動によって短期間でA会社が株式を上場するとの見通しを持つにいたったという事情等に照らすと、YもXらがこのような錯誤に陥っていたことは十分に知っていたと認めるのが相当であり、Xらの動機は明示または黙示に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。

また、【B16】は、Xは、証券会社Y1から元本毀損リスクを有する仕組み債を購入する際に、Y1の担当者Y2から「年15%、10年で150%で回る」とか、株式と同じようなものと誤信させる言辞によって、当該仕組み債は元本毀損リスクなしに年15%の利回りを相当程度の確実さをもって期待することができると誤信したというケースで、Xの誤認は、Y2らの不十分な説明と不適切な言辞によって惹起されたものであるとして、Xによる当該仕組み債を購入する旨の「意思表示の内容」になっているとして、錯誤無効を認めている。これは、「意思表示の内容」になるとしているため、上述した法律行為の内容型にあたりとみることもできるが、証券会社という情報・交渉力の構造的な格差のある相手方から不適切な説明を受けたために錯誤に陥っていることが錯誤無効を認める決め手になっているとみることもできる。

#### (2) 消費者契約

第三は、消費者契約に関する裁判例であり、次のようなものがこれにあたる。

【B12】は、Yが、Aの担当者Bから、医療事務の勉強をしてその仕事をすると収入がふえ、教材を購入するためのローンも返済することができるとの勧誘を受けて、Aから教材を買い受けたというケースで、Yは、教材の売買契約を締結すればローンの返済をなしう程度の在宅ワークの提供を受けられると誤信し、そのために締結するものであることをAに述べたというべきであるとして、錯誤無効を認めている。

また、【B19】は、Xが保険会社Yと自動車保険契約を締結する際に、Xが成績計算期間を3年から1年に短縮することを求めたのに対し、Yの担当者が短縮することはできないと回答したのを受けて、成績計算期間を3年とする特約を締結したが、実際には短縮が可能だったというケースで、Xの動機はYに表示されていたとして、錯誤無効を認めている。

このほか、【B11】は、交通事故の後遺障害の賠償について、Xは、保険会社Yの担当者Aの説明を受け、後遺障害の損害額は自賠責保険の保険額しか認容されないものと判断して、示談をしたというケースで、XY間では、「自賠責保険の保険金額しか認容されない」ことが明示または黙示的に表示されていたから「意思表示の内容」になるとして、錯誤無効の主張を認めている。これも、「意思表示の内容」になるとしているため、上述した法律行為の内容型にあたりとみることもできるが、保険会社という情報・交渉力の構造的な格差のある相手方から不適切な説明を受けたために錯誤に陥っていることが錯誤無効を認める決め手になっているとみることもできる。

同様に、【B4】は、交通事故の加害者Yらが保険契約を締結していた保険会社Aの社員BがYらの代理人として被害者Xらと示談交渉にあたった際に、Bの言動から、Xらは自分たちの被った休業損害および慰謝料につき自賠責保険の査定金額しか認容されないものと誤解し、この前提のもとにB

の提示した金額でYらとの間で示談契約を締結したケースで、XらがBの提示した金額に対し何等の異議を唱えることなくこれを了承したことから、Bは当該前提事項を了知していたと解され、当該前提事項は黙示的に表示されていたことからそれが「意思表示の内容」になったとして、錯誤無効を認めている。

### (3) 決定侵害型

これに対して、以上のように構造的な格差があるわけではないが、相手方の誤った表示により、表意者が誤った決定をしてしまった場合に関する裁判例として、次のようなものがある。

#### (a) 売買

まず、売買に関する裁判例として、例えば、【B 7】は、老朽船であっても、内航登録ナンバーを有する船舶には船舶建造の引当資格が付与されることから、Xが所有する船舶には 1000 万円以上の財産価格があったにもかかわらず、YがXに対し執拗に当該船舶を売り渡してくれるように求め、これを 180 万円で買い取ったというケースで、契約交渉の際に、XがYに対し、内航登録ナンバーが高く売れることはないかと尋ねたところ、Yはそのようなことはないと言っている等の事実によれば、Xの売渡しの意思表示には表示された動機の錯誤があったものとして、錯誤無効を認めている。

また、【B 9】は、Xが、公道から買受け土地までの道路について、真実は郵政省管理通路であるのに、一般的に通行可能な道路であると説明されて当該土地を買い受けたケースで、現地案内のときの状況や物件説明書の記載（「道路南側に開拓道路（幅員 3.5m）あり」）からすると、買主Xの動機は少なくとも当該売買契約の締結の際に表示されていたものと認められるとして、錯誤無効の主張を認めている。

さらに、【B 17】は、Xが、Yから分譲マンションのモデルルームとして使用する目的で建物を賃借したが、建築基準法上の規制により地下は駐車場以外の用途には使えない建物であることが判明したというケースで、当該建物は地下部分はその床面積の大半を占めている建物であり、貸工場・店舗・営業所として使える旨のチラシ広告が出されていたのであるから、当該賃貸借においては、地下部分をモデルルームを含む店舗として適法に使用できることを当然の前提としていたとし、当該地下部分の用途制限は、宅地建物取引業者が説明すべき重要事項であり、この用途制限によって意図したとおりに使用することができないことになるのであるから、要素の錯誤があるとして、錯誤無効を認めている。

このほか、【B 20】は、Xは、Yから、陶磁器等につき、Yが会長と呼んでいる日本有数の美術コレクターのコレクションから、通常価格の 10 分の 1 程度で手に入るものであり、そのうち陶磁器は百貨店から購入した間違いがないものと告げられて、購入したというケースで、XがYからの話をもとに当該陶磁器等の入手先について誤解しているにもかかわらず、Yがこれを正すこともせず、当該陶磁器等は価値の高いものであるがYと所有者との関係で通常価格より大幅に安く購入することができると誤信したXに当該陶磁器等を販売し続けたことから、Xの動機は黙示に表示されているとして、錯誤無効を認めている。

#### (b) 担保

次に、担保に関する裁判例として、例えば、【B 5】は、YがXに対し、合計 1607 万円の債務があるとのXの主張を信じて、その担保として、Aに対する 73 万 8860 円の債権を譲渡したところ、YのXに対する債務は 25 万円しかなかったというケースで、Yが債務額を誤認せず、金額を認識していれば、債権譲渡をしなかったと考えられ、この錯誤は要素の錯誤にあたるとして、錯誤無効を認めている。

また、【B 6】は、公証人と称するAが公証人役場開設資金を信用金庫Yから借り入れる際に、Aの行きつけの中華そば店の従業員であり、公証人役場の事務員として採用されると誤信していたXがその担保として根抵当権を設定したというケースで、Xは、Aが公証人であり、Yからの借入金は公証人事務所の開設資金に使用され、Xはこの事務所に雇用される旨のAの説明を信じたために担保提供をしたもので、かつ、Yの融資係長Bは右の事情を熟知していたものと認められ、Xの面前でAがBに対し、開設される事務所でXが働くことになる旨告げていること等を勧告すると、Xは、Aの言動を介してYに対し、動機を黙示のうちに表示していたものと認めることができるとして、錯誤無効を認めている。

### (c) 相続

このほか、相続に関する裁判例として、例えば、【B 10】は、Y1 会社の株式を保有していたAからその一部を譲り受け、Y1 会社の取締役役に就任していたY2 が、Aの死亡後、相続人Xらに対し、Aには一般債権者から多額の借入れがあると誤信させ、Y1 会社の顧問税理士Bからもその旨を説明した結果、Xらが家庭裁判所に相続放棄の申述をしたというケースで、Xの動機は、事実上および法律上利害関係を有するY1 会社らに黙示的に表明されているとして、錯誤無効を認めている。

また、【B 15】は、Aの遺産の分割協議に際して、Xが、Yから、法定相続分および遺産の範囲について、法律の規定と異なる説明を聞き、それを前提としてYと遺産分割の交渉をし、分割案がXにとって有利であると信じて、遺産分割協議書に署名押印したが、実際には法律の規定に照らし、Xにとって相当不利な内容のものだったというケースで、Xが当該分割案を了承したのは、Yの説明が正しく、上記分割案がXに有利な内容であるからであるという動機は、Yらに対し、少なくとも黙示的に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。

## 2) 誘導型

このほか、相手方が誤った表示をしたというよりも、表意者が誤信するような誘導がおこなわれたと評する方が実態にあっているとみられるケースに関する裁判例も、相当数存在する。ただ、この場合も、相手方が積極的な働きかけをした結果、表意者が錯誤に陥っているわけであるので、これもまた、相手方が表意者の錯誤を惹起した場合にあたとみることができる。

### (1) 労働関係

まず、労働関係に関する裁判例として、例えば、【B 2】は、女子従業員が結婚したときは退職することを要するという慣行が有効であると考えて、女子従業員Xの退職願により会社Yとの間で合意解除がされたケースで、Yは当該慣行の存在を理由にXに対しこれにしたがうべきことを要求し、Yはこの要求に応じて退職願を提出したのであるから、Xの動機は表示されたものとし、錯誤無効を認めている。

また、【B 3】は、同僚Aの失踪原因について使用者Yに事情を申告したXが、申告に一部偽りがあることを追及され、他に秘匿していることがあれば退職する旨の詫び状を提出した後に、Y側が、すでにXがAとともに民青に所属していることを承知していたことから、民青のことは知られていないと思い込んでいたXに対し、民青関係の資料を提示したところ、Xは、これが詫び状にいう偽りに該当すると誤信して、Yに退職届を提出し、Yが即時にこれを受理したというケースで、詫び状作成の経緯および民青資料提示直後の退職の意思表示であることから、Yの部長BはXの退職の意思表示の理由を察知していたことに照らし、Xの動機は黙示的に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。

さらに、【B 13】は、Y会社が、ゴルフクラブの収支状況が厳しいこと等から、在職キャディX

らに対し、いったん雇用契約を終了し、期間契約の契約社員として再雇用することとし、Yの社長Aが、2月15日までに新条件のもとで働く意思を表明しない場合は、4月以降継続して勤務できない旨を示唆しつつ、表明をした場合は4月以降も勤務できることを説明したところ、Xらは、Yの説明等から、キャディ契約書を提出しなければ働くことができなくなると誤信して、キャディ契約書を提出したというケースで、Xらの動機は黙示に表示され、Yもこれを知っていたとして、錯誤無効を認めている。

このほか、【B18】は、Y会社の従業員Xは、出退勤時間を一定期間にわたり繰り返し虚偽申告したり、旅費や交通費を不正請求する等の事実があったことから、懲戒解雇を恐れて、自主退職の意思表示をしたが、実際にはXを懲戒解雇することは社会通念上相当といえなかったケースで、Xは、Yからの事情聴取において、在職したい意向が強いことを述べ、懲戒解雇と自主退職といずれが得かを尋ねたのに対し、Yの人事担当者らは「天と地の差がある。重みも、傷も違う。世間の認め方も違う。」などといったほか、Xは、退職の意思表示をする直前に、「私の場合は懲戒解雇があって、2種の選択の中で自主退職をとということで、言いました」と発言したことからすると、Xは、Yに対し、退職の意思表示の動機は、懲戒解雇を避けるためであることを黙示的に表示したものと認められるとして、錯誤無効を認めている。

## (2) 慰謝料放棄の合意

以上のほか、【B8】は、X女とY男は男女関係を解消する際に、YがXに対し300万円の慰謝料を支払う旨の合意をしたが、その後、Xは、Yが以前と変わらない態度で接し、Xを下宿に泊めたりしてくれたことから、Yとの関係を取り戻せるならと考えて、Yの求めにしたがい、慰謝料放棄書に署名指印したが、Yの方は、もともとXとは結婚する意思はなかった上、Xの母のいやがらせや弁護士からの厳しい追及を受けて不本意な合意を締結させられてしまったことから、Xに対する愛情をまったく失っていたにもかかわらず、Xに上記のように接したのは、もっぱら本件合意の効力を覆すために、慰謝料放棄書を作成させるためだったというケースで、Yは、XがYの示した態度からYとの関係を回復することができるとの期待を抱き、その期待の下に慰謝料を放棄する旨の意思表示をしたということを十分知っていたものというべきであるとして、錯誤無効を認めている。ここでも、YがXの動機を知っていたことが理由としてあげられているが、むしろ、YがXを誘導して自分に有利な法律行為をさせていることが決め手になっていると考えられる。

## 2. 利用型に関する判例の状況

以上のように、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起したわけではなく、表意者が動機の錯誤に陥っているのを相手方が利用したとみられる場合に関する裁判例もある。以下にみるように、これらにおいては、表意者が錯誤をしている事柄が相手方の側に関する事柄であるにもかかわらず、相手方がそれを正すことなく、自己に有利な契約をしていることが錯誤無効を導く決め手になっているとみることができる。

例えば、【C1】は、Xが過去に反戦集会に参加して逮捕拘留されていたことは懲戒解雇事由にあたらないにもかかわらず、Xの父親が、依頼退職をしなければ懲戒解雇処分にされると誤信して、Xを説得し、使用者Yに対し依頼退職の意思表示をさせ、それが受理されたというケースで、Xの動機は黙示的にYに表示されていたといえるとして、錯誤無効を認めている。このケースでは、Xが錯誤をしている事柄がYの側に関する事柄——Yが懲戒解雇をすることができるかどうか——であるにもかかわらず、Yがそれを正すことなく、Xが依頼退職をするというYにとって有利な意思表示をその

まま受理していることが決め手になっているとみることができる。

また、【C2】は、Y2 から資金調達をしてXに融資したY1 が、X所有不動産に根抵当権の設定を受けた後、三者間で、根抵当権の一部をY2 に譲渡するとともに、当該根抵当権の債務者をXからY1 に変更する合意をしたが、Xは、当該根抵当権がXへの融資に関連する債務以外のY1 の債務も担保することまで認識して変更合意に応じたのではなかったというケースで、Xに融資するための資金をY2 がY1 に貸し付けるためには、Xが当該変更合意に応じなければならないことを認識し、やむなくこれに応じたというXの動機は明示または黙示にY1・Y2 に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。このケースでも、Xが錯誤をしている事柄がY1・Y2 の側に関する事柄 — Xへの融資に関連する債務以外のY2 に対するY1 の債務も担保するために根抵当権を変更すること — であるにもかかわらず、Yがそれを正すことなく、自己に有利な変更合意をしていることが決め手になっているとみることができる。

さらに、【C3】は、貸金業者Aとの間で継続的金銭消費貸借取引をおこなってきたXが、Aに対して過払金を有していないものと誤信して、Aとの間で何等の債権債務がないことを相互に確認する和解契約を締結したというケースで、Xは、取引履歴の開示を求める際に、過払金が発生しているのであれば返還してほしい旨を申し入れていたほか、当該取引に貸金業法 43 条 1 項の適用がなく、相当額の過払金債務が発生していることを容易に知りえたAは、Xの動機を知悉していたものと推認できることから、Xの動機は黙示的に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。このケースでは、過払金が発生していないという表示をAが積極的にしているわけではないが、Xが錯誤をしている事柄がYの側に関する事柄 — 当該取引に貸金業法 43 条 1 項の適用がなく、相当額の過払金債務が発生していること — であるにもかかわらず、Yがそれを正すことなく、自己に有利な和解契約をしていることが決め手になっているとみることができる。